平成２４年（フ）第６４８２号
大阪府守口市大宮通２丁目７番４号
債務者　髙畠喜代子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５０９号
大阪府枚方市長尾谷町３丁目30番１―301号、前住所兵庫県赤穂市御崎2902番地11
債務者　小林　　豊
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５１０号
大阪府枚方市長尾谷町３丁目30番１―301号、前住所兵庫県赤穂市御崎2902番地11
債務者　小林　静子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５３１号
大阪市西区九条南２丁目10番18号402、前住所大阪市浪速区大国１丁目４番16号
債務者　大橋　慈子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５５１号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号、前住所大阪市東住吉区山坂４丁目１番30―306号
債務者　松本　佳恵
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５５６号
大阪市福島区野田３丁目９番11号
債務者　小宮　正志
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６３８号
大阪市北区大淀南３丁目10番17号
債務者　川井奈都子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６７６号
大阪市旭区赤川２丁目９番７―303号
債務者　河端　順也
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７７０号
大阪府門真市古川町12番117号　ボナ・ヴィスタ201号
債務者　塚田　竜二
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７７９号
大阪市西成区玉出西２丁目５番23号、前住所大阪市西成区南津守４丁目２番23号
債務者　山内　　昭
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９７号
福岡県直方市大字感田2186番地
債務者　佐藤　正二
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第９８号
福岡県直方市大字感田2186番地
債務者　佐藤　直恵
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第８１３号
北九州市小倉北区日明２丁目19番16号
債務者　首藤　顕子（旧姓髙村・久保田）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８１９号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目１番15―1007号
債務者　原　ますみ
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８２１号
北九州市小倉北区泉台２丁目14番16―204号
債務者　永易　真也
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８２９号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津３丁目２番10号
債務者　長谷川常生
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５４４号
沖縄県豊見城市字真玉橋299番地１　真玉橋市街地住宅３―803号
債務者　仲本　公子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５４６号
沖縄県糸満市西崎町３丁目378番地　シャンドール西崎402号
債務者　上原　直人
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部